

紀の川流域委員会の規約（案）（1）

準備会議	流域委員会
<p>（名称）</p> <ul style="list-style-type: none">本会は、「紀の川流域委員会準備会議」（以下「準備会議」という。）という。 <p>（目的）</p> <ul style="list-style-type: none">準備会議は、紀の川流域委員会の設置にあたり、流域委員会のメンバーの選定を行うとともに、委員会の公開や運営方針について、学識経験者から提言を受けることを目的に、国土交通省近畿地方整備局長（以下「整備局長」という。）が設置する。 <p>（役割）</p> <ul style="list-style-type: none">準備会議は、整備局長の諮問を受け、審議結果を答申する。	<p>（名称）</p> <ul style="list-style-type: none">本会は、「紀の川流域委員会」（以下「委員会」という。）という。 <p>（目的及び役割）</p> <ul style="list-style-type: none">委員会は、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、紀の川河川整備計画【直轄管理区間】の策定にあたり、同河川整備計画について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取方法について意見を述べるとを目的に、国土交通省近畿地方整備局長（以下「整備局長」という。）が設置する。

紀の川流域委員会の規約（案）（2）

準備会議	流域委員会
<p>（組織等）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 準備会議の委員は、紀の川流域に関し学識経験を有する者のうちから整備局長が委嘱する。・ 委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。	<p>（組織等）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 委員会委員は別表1に掲げるものとする。・ 委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。・ 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めない。・ 委員会の意志決定は出席委員の過半数をもって行うものとするが、少数意見がある場合には必要に応じてこれを付するものとする。・ 委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう近畿地方整備局長に要請することができる。・ 委員会は、専門的な事項を審議する場合には、専門委員に出席を求めることができる。・ 委員会は審議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。・ 部会を設置する際は部会委員や部会運営方針を別に定める。

紀の川流域委員会の規約（案）（3）

準備会議	流域委員会
<p>（情報公開）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 準備会議の会議、準備会議資料、議事内容の公開については準備会議でこれを定める。 <p>（会議）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 準備会議には、議長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。・ 議長は会務を総括し、準備会議を代表する。・ 会議は議長が召集し、運営は準備会議が行うものとする。	<p>（委員長）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。・ 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。・ 委員会は委員長が召集し、運営は委員会が行うものとする。・ 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 <p>（情報公開）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 委員会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については委員会で定める。・ 河川管理者は、前項で定めた内容について積極的に情報公開する。

紀の川流域委員会の規約（案）（４）

準 備 会 議	流 域 委 員 会
<p>（庶務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備会議の庶務は、国土交通省近畿地方整備局和歌山工事事務所調査第一課が行うものとし、準備会議の指示に基づき以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 会議資料の作成 議事録の作成 会議内容のとりまとめ及び公表資料（案）の作成 その他 <p>（規約の改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行うものとする。 <p>（雑則）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本規約に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、準備会議において定める。 <p>付則 （施行期日） この規約は、平成13年1月18日から施行する。</p>	<p>（庶務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会の庶務は、 <ul style="list-style-type: none"> （案1）国土交通省近畿地方整備局が委託した中立的な立場の第三者機関が行うものとし （案2）国土交通省近畿地方整備局和歌山工事事務所調査第一課が行うものとし <p>委員会の指示に基づき以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議資料の作成 議事録の作成 会議内容のとりまとめ及び公表資料（案）の作成 その他 <p>（規約の改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本規約の改正は、委員の過半数の同意を得てこれを行うものとする。 <p>（雑則）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。この際、準備会議の提言書等を参考にする。 <p>付則 （施行期日） この規約は、平成13年 月 日から施行する。</p>